

▼表2-4-2-12 排水基準を定める省令(一般項目)

【環境対策課】

一 律 排 水 基 準		
種 類 又 は 項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	海域に排出されるもの	5.0~9.0
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)		160(日間平均120)
化学的酸素要求量(COD)		160(日間平均120)
浮遊物質(SS)		200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(油分)	鉱油類含有量	5
	動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量		5
銅含有量		3
亜鉛含有量		2
溶解性鉄含有量		10
溶解性マンガン含有量		10
クロム含有量		2
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量		120(日間平均60)
燐含有量		16(日間平均 8)

備考1 単位は、pH・大腸菌群数を除き、全てmg/Lである

- 2 一般項目の排出基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する
- 3 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限る
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない
- 5 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する
- 6 燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する